

## 第2回農業者の自家増殖に関する検討会概要

1 日時・場所 平成28年3月30日 14:00～16:00 中央合同庁舎4号館 1219号

2 出席者（別紙参照）

### 3 検討会の結果概要

#### 議事の（1）生産者実態調査結果の報告

資料2により事務局より説明。

（委員等からの意見等）

- ・調査結果については特になし。
- ・資料「水稻種子生産とチューリップの品種育成について」により説明。水稻は主要農作物種子法に基づき県が種子生産を指導している。純度の高い種子の普及、農家の意識の高さから種子更新率が高い。種子更新により、安全・安心、作業の効率化が図られている。チューリップは育種に長い期間と費用が掛かる。海外への品種登録にも取り組んでいる。
- ・しいたけは原木用、菌床用の種類があるが原木用は原木を使うので時間が掛かる。菌糸の経代保存が重要で育種開発とは別にコストが掛かる。菌根性のきのこの開発にはさらに数倍のコストが掛かる。
- ・果樹の育種には長い時間が掛かり、果実だけでなく、樹形や耐病性など多くの特性の確認が必要。気候変動などの影響もあるので複数年のデータが必要であり、登録までには20年くらいを要する。普及には高接ぎという手法もあるが、ウィルスの問題がある。自家増殖を規制した場合には、必要本数の苗木購入ということで良い品種の導入には経費が掛かるが、長い目で見れば十分コストの回収ができると考える。

#### 議事の（2）自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準（案）

自家増殖に育成者の効力を及ぼす植物の基準について、資料3-1及び資料3-2により事務局から説明。「自家増殖に育成者の効力を及ぼす植物の基準」（資料3-1）について合意が得られた。「自家増殖に育成者権の効力を及ぼす植物の基準の基本的な考え方」（資料3-2）に、資料3-1に記載されている「自家増殖を制限しても①種苗の安定供給が確保されるか、②農業経営を圧迫するような種苗購入費等の種苗購入費等の増大が起こらないか等を検討」を記載するよう指摘。

（委員等からの意見等）

- ・Cの基準について、育成者に多大な被害が及ぶ可能性がある等、もう少し詳しく書き込むべき。トマト種子については、価格が上がっているため、コストを下げるため経験

を活かして挿し木で自家増殖をしている農家もある。農家の技術力や努力を制限してしまうのは良くない。

- ・ 育成者の利益が大きく損ねられるのは良くない。著しく影響を及ぼす場合には制限が必要。

- ・ 自家増殖が小規模なら許されるというのは間違い。制限によって農業者に混乱が起きる、起きないということは判断基準にならない。むしろ、その植物について、自家増殖が広範囲に起こらないうちに制限しておくべき。

- ・ 種苗費は、開発までのコストもあり高いのは理解するが、農家にとっては負担となっている。

- ・ 現在自家増殖が認められている品種でも、農家が自家増殖した種苗を横流しすれば種苗法違反になる。最近ＪＡ等にも認識されてきているが、この点を農家にしっかり周知する必要がある。自家増殖が認められなくなれば、このような問題はなくなる。

- ・ 基準に従い整理し、毎年拡大していくということだが具体的な品目をこの場では決められるものではない。特にＣの基準に即して選定した植物については専門家による確認が必要。

- ・ 生産現場の懸念を払拭するため資料３－１にある「自家増殖を制限しても①種苗の安定供給が確保されるか、農業経営を圧迫するような種苗購入費等の増大が起こらないか等を確認」した上で省令改正する案に関し、機械的に拡大されることがないようにしてもらいたい。

- ・ 基準の考え方（資料３－２）にも「自家増殖を制限しても①種苗の安定供給が確保されるか、②農業経営を圧迫するような種苗購入費等の増大が起こらないか等を検討」を明記すべき。

- ・ 果樹は種苗から結実に至るまで８～１０年位はかかるので、果樹種苗協会からも説明があったように、早期結実や良い品種かどうかの確認のために、高接ぎによる試作は欠かせない等農家での自家増殖は普通に行われている。

- ・ 知的財産課から自家増殖に育成者権の効力が及ぶ農林水産植物の範囲の拡大について相談があった際に、生産現場への影響を十分に考慮していただくよう申し上げた。前回、新規登録植物が機械的に追加された経緯があったので、これまで品種登録がなかった植物であっても、今後、育成者権の効力が及ぶことにより生産への影響が大きいものもあることは想定されるので、仮保護中のものを機械的に自家増殖に育成者権の効力が及ぶ農林水産植物として追加するのではなく、農家への影響という観点で検証した上で実施すべきであるとお伝えしている。資料３－１にあるように基準案は、仮にＡ～Ｄに合致した場合でも、「自家増殖を制限しても①種苗の安定供給が確保されるか、②農業経営

を圧迫するような種苗購入等の増大が起こらないか等を検討」することになっており、生産現場への影響についても配慮しているとのことであった。

- ・野菜については、日本農業新聞の記事で5～6年後にはほとんどの農家が購入苗を利用する時代になるともいわれており、育種・種子生産と、育苗・苗販売が分業化されて安定的に供給されるシステムが完成しつつある。このような供給体制について検証していただければ、種苗の供給不安といった農業者の懸念も払拭できるのではないか。

- ・農業者や育成者に調査し、専門家に意見を聞くと行った手順を踏むのであれば、問題ないと考えている。

### **議事の（３）育成者権者調査の実施方針（案）**

育成者権者調査の実施方針について資料４－１及び資料４－２により事務局より説明。実施方針について確認し、了承を得た。

（委員からの意見等）

- ・特になし

### **議事の（４）今後のスケジュール**

資料５により省令改正までのスケジュールについて事務局より説明。

（委員からの意見等）

- ・育成者権を守るのは大切なことだが、2018年には日本の農業制度は劇的に変わる。農業者を守ることも重要。

- ・パブリックコメントだけでは農業者には伝わらないので十分な周知が必要。

- ・きのこや果樹の場合の自家増殖の制限等について、分かりやすい資料があるとありがたい。

別 紙

出 席 者

(検討委員)

○東京理科大学専門職大学院教授 生越 由美

富山県農林水産部農産食品課農産食糧係係長 小島 洋一郎

(前職：富山県農業試験場作物課 主任研究員)

一般社団法人 日本果樹種苗協会専務理事 駒村 研三

全国農業協同組合中央会参事 馬場 利彦

全国農業協同組合連合会営農販売企画部営農・技術センター農産物商品開発室

主任研究員 平野 幸教

全国食用きのこ種菌協会首席技術顧問 福井 陸夫

一般社団法人 日本種苗協会専務理事 福田 豊治(代理出席)

公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会理事長 吉田 岳志

○は座長

(省内関係者等)

農林水産省食料産業局 岩瀬審議官

食料産業局知的財産課 杉中知的財産課長、山口種苗審査室長、長野課長補佐、

齋藤課長補佐、松山専門官、九島係長

生産局農産部園芸作物課 橋本課長補佐、田尻専門官

林野庁林政部経営課特用林産対策室 岩淵種菌検査官

独立行政法人種苗管理センター 木村品種保護対策課長